

令和 6 年度

監査結果報告書

高槻市監査委員

目 次

定期監査結果報告

1	監査の種類	1
2	監査の対象及び期間	1
3	監査の着眼点	2
4	監査の主な実施内容	2
5	監査の結果	3
6	まとめ	4

現金取扱監査結果報告

1	監査の種類	5
2	監査の対象	5
3	監査の期間	5
4	監査の着眼点	5
5	監査の主な実施内容	6
6	監査の結果	6
7	まとめ	6

工事監査結果報告

1	監査の種類	7
2	監査の対象	7
3	監査の期間	7
4	監査の着眼点	7
5	監査の主な実施内容	7
6	監査対象の概要及び監査の結果	8
7	まとめ	12

財政援助団体等監査結果報告（指定管理者）

1	監査の種類	13
2	監査の対象	13
3	監査の期間	13
4	監査の着眼点	13
5	監査の主な実施内容	14
6	監査対象の概要及び監査の結果	14
7	まとめ	18

定期監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、定期監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象及び期間

原則、令和6年度の事務事業で本監査日までの事務を監査の対象として、下記の部等に対して監査を実施した。なお、必要に応じて前年度の事務も監査の対象とした。

- (1) 市民生活環境部（令和6年8月21日から10月11日まで）
環境政策課、資源循環推進課、清掃業務課、エネルギーセンター
- (2) 都市創造部（令和6年8月23日から10月11日まで）
都市づくり推進課、管理課、道路課
- (3) 市民生活環境部（令和6年9月17日から10月30日まで）
文化スポーツ振興課、人権・男女共同参画課、市民生活相談課、市民課、斎園課
- (4) 学校（令和6年10月4日から12月2日まで）
高槻小学校、北清水小学校、郡家小学校、竹の内小学校、奥坂小学校、真上小学校、南平台小学校、阿武山小学校
第四中学校、第九中学校、第十中学校、五領中学校
- (5) 交通部（令和6年10月10日から12月2日まで）
総務企画課、運輸課
- (6) 都市創造部（令和6年10月10日から12月2日まで）
審査指導課、住宅課、建築課、公園課、下水河川企画課、下水河川事業課
- (7) 会計課（令和6年10月30日から12月25日まで）
- (8) 幼稚園・保育所・認定こども園（令和6年10月31日から12月25日まで）
芥川幼稚園、南大冠幼稚園、五百住幼稚園
川西保育所、北昭和台保育所
桜台認定こども園

- (9) 健康福祉部（令和6年1月8日から12月25日まで）

福祉事務所（生活福祉総務課、生活福祉支援課、福祉相談支援課、障がい福祉課）、
保健所（健康医療政策課、保健衛生課、保健予防課、健康づくり推進課）

- (10) 健康福祉部（令和6年12月4日から令和7年2月3日まで）

地域共生社会推進室、福祉指導課、国民健康保険課、長寿介護課

- (11) 街にぎわい部（令和6年12月26日から令和7年2月27日まで）

農林緑政課、産業振興課、観光シティセールス課、歴史にぎわい推進課、文化財課、将棋のまち推進課

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、本市の執行した事務及び事業が法令に基づいて適正になされているか、かつ、次に定める趣旨にのっとりなされているかどうか留意するものとした。

(1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げているか。

(2) 常に組織及び運営の合理化に努めているか。

なお、現金取扱事務の取扱体制において内部チェック機能が働いているかどうか及び行政事務の執行について、特に意を用いるものとした。

また、過去における指摘等のリスクが高いことから「物品購入事務」及び「現金等管理」を重点的に確認した。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、部等を単位とし、監査対象課等に事前に書類、帳簿、資料の提出を求め、次の内容で監査を行った。

- (1) 職員等の状況、前回監査時の指摘事項に対する処置、事務事業上の課題等の調べ、滞納分の収入状況、工事の状況（工事請負費に関するもの）、契約の状況（委託料に関するもの・その他に関するもの）、随意契約理由の調べ（委託料に関するもの・その他に関するもの）、補助金の調べ（任意補助金に関するもの）、要綱・要領・内規等の調べ、財産に関する調べ、現金の取扱いに関する調べ、収入事務の流れなどの資料から、監査対象課等の状況を把握した。
- (2) ファイル管理簿から選択した書類について、原則、試査により事務の執行状況を確認した。
- (3) 調定等による収入事務について、収入の流れを含めて確認した。
- (4) 監査対象課等の支出負担行為一覧表並びに執行伺書及び支出負担行為書（決裁文書を含む。）を照合し、支出決定について適正に処理されているかどうかを確認した。

また、次の項目については重点的に確認した。

- ・ 業務委託契約の完了報告書等による委託契約業務の執行状況及び履行確認状況
- ・ 当年度及び前年度交付申請書、実績報告書により要綱等に合規した補助金の交付及び執行状況
- ・ 管外出張の場合の支出、出張報告についての処理状況
- ・ 会計年度任用職員の雇用に関する事務及び報酬等の処理状況

なお、部等で重点的に確認すべき項目がある場合には、別に項目を設けて確認した。

- (5) 物品に関する出納及び保管事務の状況を確認した。
- (6) 現金を取り扱う課等について、現金の取扱状況を確認した。
- (7) 前回監査時の指摘事項等の措置状況を確認した。

これらに基づき、必要に応じて所属長及び担当職員から事情を聴取し、質疑応答を行った。

また、小・中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園については、それぞれの施設において校長、園長及び保育所長並びに関係職員に予算の執行状況の説明を求めるとともに、施設の安全管理等を実地調査した。

5 監査の結果

各部等とも監査した結果、次に掲げる指摘事項を除き、おおむね適正に事務が執行されていた。その他、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討を要する事項については、その旨指示した。

(1) 支出事務について

(契約関連事務)

施設の管理保守点検業務について、法令等に基づき、仕様書に年間の点検等の回数を定め、受託者に委託し、1か月ごとに業務完了届の提出を受け、履行確認の上、業務委託料の支払をしているが、受託者における各月の点検等の履行状況が確認できないものがあった。さらに、一部の業務完了届については、各業務の点検等の報告書が添付されていない状態で履行確認し、業務委託料の支払を行っていた。

また、履行状況について、市が改めて確認を行ったところ、受託者において、一部の業務が実施できていなかった。

(街にぎわい部文化財課今城塚古代歴史館)

(2) その他について

理科薬品の保管について、過酸化水素水（35％）の保有量が予備監査時の計量では707gであったが、薬品管理台帳では920gと記載されていた。予備監査後の学校の調査により誤差の原因は、容器の経年劣化による過酸化水素水の漏洩によるものとのことであった。過酸化水素水（35％）は劇物であることからその管理は適正に行われたい。

(真上小学校)

6 まとめ

本年度は、物品購入事務及び現金等管理を重点項目として監査を行った。両項目とも指摘に至る事項はなかったものの、物品購入事務について、1者随意契約を行っているが、物品購入執行伺書に随意契約理由等を明らかにする書類が添付されていない事案があった。また、備品である取得価額1万円以上の図書を消耗品費で購入している事案があった。物品購入の事務手続を適正にされたい。

現金等管理については、金庫内に公金ではない現金が保管されている事案があった。公金とそれ以外が混同しないよう、厳密に管理されたい。また、傷病者が発生した場合等に使用されるタクシーチケットについて、利用契約が終了し、現在は使用できないものを保管しており、現在有効なものについては、予備監査時に所在が分からない事案があった。タクシーチケットについては、金券として適切に管理されるのは当然だが、緊急時に使用されることもあるため、所在場所と利用契約が終了していないか等有効性を定期的に確認されたい。

重点項目以外では、契約関連事務において、年間の点検等の回数を定め、受託者に委託している保守点検業務について、履行状況の確認をしたところ、受託者における各月の点検等の履行状況が確認できないものがあり、一部の業務完了届については、各業務の点検等の報告書が添付されていない状態で履行確認し、業務委託料の支払を行っていた。また、履行状況について市が改めて確認を行ったところ、受託者において、一部の業務が実施できていない事案があった。履行確認においては、契約書及び仕様書に規定された委託業務が確実に実施されているか確認を徹底されたい。

学校における危険物の管理について、理科薬品の保管に関し、劇物である過酸化水素水（35%）が容器の経年劣化により漏洩していた事案があった。また、定期監査時の資料として提出された刃物等の数と現物の数が一致しない事案があった。児童生徒が活動する学校においては、理科薬品や刃物等の危険物は特に厳密に管理されたい。

人事関連事務について、正規職員の時間外勤務の処理に関し、時間外勤務実施申請の終了時刻が実際の退勤時刻より後の時刻で申請され決裁されているものが多数の所属で見られた。時間外勤務手当が過大に支給される可能性があるため、申請者本人はもとより、決裁者においても申請された時間に誤りがないかについて、十分に確認されたい。また、特定の職員について、時間外勤務命令申請をしていないものが多見される事案があった。時間外勤務をする際には、時間外勤務命令・実施申請をするよう、職場において徹底されたい。加えて、特定の職員に業務が集中しないよう、対策を講じられたい。

今回の定期監査では、おおむね適正に事務が執行されていた。しかし、一部の事務において、担当者及び決裁者の不注意により不備が発生しているものがあった。そのほとんどが少し注意を払えば防げたものであり、また過去の定期監査においても指摘等とされているものであった。市民ニーズが多様化し業務も大量・複雑化する昨今、ミスを減らすためには、基本に立ち返り、根拠となる法令等を確実に確認することが重要である。業務の不断の見直しにより適正な事務執行に努められたい。

現金取扱監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、現金取扱監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査

2 監査の対象

本年度の定期監査対象以外の課等のうち現金の取扱いがある次の課等を抽出し、令和6年度を対象に監査した。

- (1) 議会事務局
- (2) 総合戦略部
市長室
- (3) 総務部
税制課、収納課
- (4) 子ども未来部
子ども育成課、保育幼稚園総務課、子ども保健課、青少年センター、富田青少年交流センター、春日青少年交流センター
- (5) 教育委員会
教育総務課
- (6) 消防本部
消防総務課、警防課

3 監査の期間

令和7年2月5日から2月14日まで

4 監査の着眼点

現金取扱事務の取扱体制において事務処理が適正かつ効率的に執行されているか、会計事故が起りにくい事務処理となっているか、また内部チェック機能が働いているかについて、次の事項に留意し監査するものとした。

- (1) 事務処理手続は適正か
- (2) 収納金額は適正か
- (3) 指定金融機関等への納入は適正か
- (4) 領収書等の管理は適正か
- (5) 預金通帳の管理は適正か
- (6) 釣銭資金等の現金管理は適正か

- (7) 金庫の管理は適正か
- (8) 出納員印、現金分任出納員印の管理は適正か
- (9) 切手等及び販売物の管理は適正か
- (10) 前回監査時の指摘事項等の措置状況

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、監査対象課等に事前に書類の提出を求め、現金の取扱状況を確認するとともに、調定等による収入事務について、収入の流れを含めて確認した。

6 監査の結果

各課等とも現金取扱事務は、おおむね適正に執行されていた。

7 まとめ

監査の対象課等においては、おおむね適正に現金等の管理がされていた。

今後も、現金等の取扱いについては、会計事故が生じることがないように内部チェックが有効に機能しているかを適宜見直し、適正な管理に努められたい。

工事監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、工事監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査

2 監査の対象

令和6年度に施工中の工事で、契約金額が建築工事では1,500万円以上、土木工事では1,000万円以上のものから、規模、内容等を勘案の上、監査対象とする工事を決定した。

ア 大冠浄水場非常用発電機棟新築工事

イ 高槻市立高槻小学校ほか3校体育館空調設備設置工事

ウ 大冠排水機場除塵機更新工事

エ 野見八幡線道路改築工事

3 監査の期間

令和6年9月17日から令和7年3月3日まで

4 監査の着眼点

監査に当たっては、次の点を主眼として実施した。

(1) 工事の設計及び施工が事業目的及び関係法令等に適合し、適正に執行されているか

(2) 工事の設計及び施工が最少の経費で最大の効果を挙げるよう意を用いて執行されているか

なお、各監査対象工事において重点監査項目を定め重点的に確認した。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、工事担当部から設計図書等（契約の目的である工事目的物の規模、構造、仕様等を定めたもの）の提出を求め、これに基づき関係職員から工事概要を聴取し、質疑応答を行った。

また、工事現場においては、施工状況を聴取し、実状を監査した。

なお、工事技術調査は専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に委託した。

6 監査対象の概要及び監査の結果

(1) 監査対象の概要（契約金額・工期・工事内容等は本監査日時点）

ア 対象工事名 大冠浄水場非常用発電機棟新築工事

契 約 金 額 138,512,000 円

工 期 令和5年6月8日～令和7年3月14日

監 理 都市創造部建築課

（水道部浄水管理センターから依頼）

監査実施日

〔予備監査〕令和6年9月17日

〔本 監 査〕令和6年10月23日

重点監査項目「環境に配慮した設計・施工」及び

「工事現場の安全対策」

工事内容等



（写真）大冠浄水場非常用発電機棟

本工事は、大規模災害発生時の停電長期化に対応するため、非常用発電機棟を整備するものである。

工事概要は、鉄筋コンクリート造、地上3階、延べ面積 237.24 m²の非常用発電機棟新築工事である。なお、別途工事として、非常用発電機設置及び電気設備、機械設備工事が行われている。

設計に当たっては、当該地は水害・土砂災害ハザードマップに示す淀川の外水氾濫区域内であるため、非常用発電機室を2階に設置するとともに、1階燃料タンク室の開口部を防水建具とするなど、浸水想定水位に対応されている。また、浸水対策が必要な部屋を限定しつつ、防水建具の設置高さを地盤面から約1m上げることで、要求される防水性能を絞り込むとともに、屋上階及び3階の屋根スラブに水勾配を設け床版の厚さを均一にすることで、使用するコンクリート量を抑え、コスト縮減にも配慮した設計がなされている。

工事現場の安全対策としては、工事車両は北側の府道からの入退場となるため、左折入場、左折退場を徹底し、また、大型重機等の進入と施設利用者車両の動線を分離させ、安全対策が取られている。

工事技術調査結果

工事関係書類について事前に質問書を送付し、得た回答及びサンプリングによる書類の確認と工事監督員への質疑応答を行い、技術調査を実施した。事業目的・計画、設計、積算、入札・契約、施工管理及び個別工事について、書類整備及び関連する手続は、おおむね良好であった。併せて、現場の状況についても調査したが、大きな問題はなく、当該工事として良好と評価した。

イ 対象工事名 高槻市立高槻小学校ほか3校体育館空調設備設置工事

契約金額 123,442,000 円

工 期 令和6年6月7日～

令和7年2月21日

監 理 都市創造部建築課
(教育委員会学校安全課
から依頼)

監査実施日

〔予備監査〕令和6年11月8日

〔本 監 査〕令和6年12月16日

重点監査項目「工事現場の安全対策」及び「騒音、振動等の環境対策」

工事内容等



(写真) 高槻小学校の体育館

本工事は、教育施設であり、災害時に地域の重要な避難場所となる小学校体育館に空調設備を設置し、熱中症対策等の体育館の環境改善を図るものである。

工事概要は、空調設備設置工事として高槻小学校（室外機 56.0kW 2台、室内機天吊形 14.0kW 8台）、五百住小学校（室外機 56.0kW 2台、室内機天吊形 14.0kW 8台）、柳川小学校（室外機 56.0kW 2台、室内機天吊形 14.0kW 8台）、津之江小学校（運転管理装置設置）及びこれらに伴う機械設備工事、建築工事である。

設計に当たっては、体育館の運用を妨げないよう室外機、室内機の設置位置に配慮するとともに、アリーナに効果的に冷風を送るため搬送ファンを設置し熱中症対策に配慮されている。また、運転管理装置は、無料から有料への切替えも可能なシステムとなっており、地域住民等も空調設備を有料で利用できるように設計されている。

工事現場の安全対策については、安全な工事車両の入退場ルートを学校側と確認し、児童の動線と工事用車両の動線を分離するように配慮するとともに、工事エリアを仮囲いで区分することで、児童の安全に配慮されている。

騒音、振動等の環境対策については、重機等による騒音・振動等の対策として、ブルーシートによる遮音や使用時間帯の厳守等により、授業や近隣住民に配慮されている。

工事技術調査結果

事前調査として、各工事での特記仕様書や提出された報告書類等の確認を行った。調査当日は書類調査と共に質疑応答を行い、現場調査として柳川小学校の状況を確認した。以上の結果、本工事は、書類及び現場のいずれにおいてもおおむね良好に実施できていると判断した。

ウ 対象工事名 大冠排水機場除塵機更新工事
契 約 金 額 261,800,000 円
工 期 令和5年6月21日～
令和7年3月14日
(変更後令和7年6月30日)
監 理 都市創造部下水河川事業課
監査実施日
〔予備監査〕令和6年12月4日
〔本 監 査〕令和7年1月27日
重点監査項目「機器製作における性能確保」及び
「工事現場の安全対策」



(写真) 走行式除塵機の撤去後

工事内容等

大冠排水機場は、雨水排水や超過降雨対策として、都市部の浸水被害を軽減させる役割を担っており、本工事は、走行式除塵機の老朽化に伴う更新工事である。

工事概要は、走行式除塵機更新に伴う機械設備工、電気設備工及び付帯設備工事である。

設計に当たっては、本工事は農林水産省の長寿命化対策制度を活用していることから、農林水産省農村振興局整備部設計課の施設機械工事等共通仕様書及び施設機械工事等施工管理基準に基づき、既存設備と同仕様で更新する必要があるが、運転方式を見直し、往路のみで行っていたごみのかき揚げを往復に変更することで、同じ仕様でありながら時間当たりの能力を向上した設計となっている。

機器製作に当たっては、除塵機や操作盤などの機器類は工場で作成しているため、工場検査を実施し、実機にて確認されている。

工事現場の安全対策としては、場内は作業ヤードと通路を分離させるとともに、通路は滑り止めのため敷鉄板ではなくゴムマット敷きにし、点滅機器を設置することで通行者に対する安全面の配慮が行われている。また、クレーン作業が多いことから、吊り荷の下に入らないことを注意喚起し労働者の安全確保も図られている。

なお、本工事は、集中豪雨によって水路の止水のために設置していた大型土のうが崩壊し、復旧と対策に時間を要したため、工期を延長した。

工事技術調査結果

工事関係書類について事前に質問書（調査確認書）を送付し、得た回答及びサンプリングによる書類の確認と工事監督員への質疑応答を行い、技術調査を実施した。事業目的・計画、設計、積算、入札・契約、施工管理等について、書類整備及び関連する手続は、おおむね良好であった。

エ 対象工事名 野見八幡線道路改築工事

契約金額 52,063,000 円

工 期 令和6年10月25日～

令和7年3月31日

監 理 都市創造部道路課

監査実施日

〔予備監査〕令和7年2月5日

〔本 監 査〕令和7年3月3日

重点監査項目「コスト縮減等経済性を考慮した設計・施工」及び「工事現場の安全対策」

工事内容等

本工事は、高槻城跡地としての歴史的な景観と高槻城公園芸術文化劇場や高槻城公園へのアクセスルート及び周辺道路にふさわしい道路空間づくりを行うため、歩行者が快適かつ安全に移動できるよう歩道空間を整備するものである。また、電線共同溝事業と併せての整備により、防災性・景観性の向上を図るものである。

工事概要は、道路土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、防護柵工、区画線工、道路附属施設工、構造物撤去工の道路改良工事である。

設計に当たっては、高槻城跡地としての歴史的景観に配慮したデザインとし、環境負荷の少ない建設機械や環境管理面を含め再生砕石、再生アスファルト合材等を使用するとともに、材料選定の際には、景観性も考慮しつつ経済性を比較検討したうえで決定するなど、コスト縮減等経済性も考慮されている。また、電線共同溝事業に係る工事との調整も配慮した設計としている。

施工に当たっては、多くの利用者が往来する高槻城公園芸術文化劇場や高槻市立第一中学校前での作業となることから、学校・地元調整による要望等を踏まえ、警察との綿密な協議により交通規制方法や誘導員配置人数等について事前調整し、日々の事故防止及び歩行者への安全管理が徹底されている。

工事技術調査結果

本工事における計画、設計、積算、契約、施工管理、品質管理、安全管理及び施工監理等の各段階における技術的实施状況について調査した。書類調査及び現場調査の結果、指導・意見等はあるが、全般的に良好な調査結果であった。



(写真) 野見八幡線道路 (城内公民館前)

(2) 監査の結果

各工事ともおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

7 まとめ

本年度の監査対象工事においては、各工事ともコスト縮減への取組や環境対策及び工事現場の安全対策に配慮した設計・施工となっていた。

工事担当課においては、今後も設計及び施工が事業目的や関係法令等に適合しているかを念頭に置き、受注者の履行状況が適切か確認するとともに、受注者に対する適切な指導・監督を行い、本市発注工事の品質確保に努められたい。

また、本年度は天候の影響を受けた工事や先行工事との調整に時間を要した工事があったが、いずれも受注者と協議の上、適切な工程管理が行われていた。やむを得ず工期延長が行われた工事については、引き続き、安全等に注意しながら工事を完了されたい。

財政援助団体等監査結果報告

(指定管理者)

高槻市監査基準に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

指定管理者が管理する次の施設を監査対象とした。

なお、原則として令和6年度の事務事業で本監査日までの事務を監査対象としたが、必要に応じて前年度も監査の対象とした。

- (1) 高槻市立上牧駅自転車駐車場

指定管理者：(株)高淨

施設所管課：都市創造部管理課

- (2) 高槻市立前島熱利用センター

指定管理者：高槻都市開発グループ

施設所管課：市民生活環境部資源循環推進課

- (3) 高槻市立番田熱利用センター

指定管理者：(株)エヌ・エス・アイ 三菱電機ビルソリューションズ(株) (株)入谷商会 共同企業体

施設所管課：都市創造部下水河川企画課

3 監査の期間

- (1) 高槻市立上牧駅自転車駐車場

(令和6年8月23日から10月11日まで)

- (2) 高槻市立前島熱利用センター

(令和6年8月23日から10月11日まで)

- (3) 高槻市立番田熱利用センター

(令和6年10月10日から12月2日まで)

4 監査の着眼点

財政援助団体等のうち、本市が公の施設の管理を行わせている指定管理者について、出納その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

実施に当たっては、指定管理者及び施設所管課から資料、諸帳簿、書類等の提出を求め、これに基づいて指定管理者及び関係職員から施設の管理状況や経営状況の聴取、質疑応答、実地調査を行い監査した。

なお、指定管理施設ごとに重点的に確認すべき項目を、別に設けてそれぞれ確認した。

6 監査対象の概要及び監査の結果

(1) 高槻市立上牧駅自転車駐車場

ア 施設の概要

(所在地) 高槻市神内二丁目1番12号

(構造) 鉄骨造 3階建て

(敷地面積) 1,037.54 m²

(延床面積) 2,247.17 m²

(収容台数) 1,714 台 (自転車 : 1,539 台、ミニバイク : 150 台、バイク : 25 台)

(営業時間) 午前4時30分から翌日午前0時30分まで

(使用料)

使用料の 区分等 自転車等 の種類		一時使用料	定期使用料			
			1 か月		3 か月	
		1 日 1 回につき	学生	一般	学生	一般
自転車		210 円 (昼間 100 円)	1,360 円	2,820 円	3,890 円	8,000 円
原動機付自転車		310 円 (昼間 150 円)	3,970 円		11,300 円	
普通自動	小型	420 円 (昼間 210 円)	4,500 円		12,830 円	
二輪車	中型		5,020 円		14,300 円	
大型自動二輪車						

(利用状況) 令和5年度利用台数 :

自転車 114,801 台、原動機付自転車 (自動二輪車を含む) 8,909 台

令和5年度料金収入 : 11,494,960 円

イ 指定管理の概要

(指定の期間) 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

(選定の方法) 公募

(指定管理料) 8,211,000 円 (令和6年度)

(利用料金制の適用) なし

(主な指定管理業務) 施設、設備及び器具 (以下「施設等」という。) の維持管理及び運転管理、自転車等の入出庫及び在庫管理、

長期滞留自転車等の排除に関すること、防災、保安警備、清掃に関すること、施設等に係る経費の支払、使用料の徴収・納入及び還付・減免に関すること、定期駐車券・一時利用券の販売に関すること、各種統計管理に関すること、利用の促進に関すること、その他上牧駅自転車駐車場の管理業務に関すること。

ウ 監査の結果

事務執行について、協定に基づきおおむね適正に執行されていた。

(2) 高槻市立前島熱利用センター

ア 施設の概要

(所 在 地) 高槻市前島四丁目 1 8 番 1 号

(構 造) 鉄筋コンクリート造 4 階建て

(敷地面積) 15,229.94 m²

(建築面積) 2,004 m²

(延床面積) 5,629 m²

(主な設備) 大プール (25m)、小プール (15m)、ジャグジー、採暖室、浴室、大広間、和室、多目的ルーム、会議室、工作室、駐輪場及び駐車場

(入 館 料)

区分		料金
個人	一般	520 円 (障がい者 260 円)
	小学生、中学生、高齢者	260 円 (障がい児及び障がい者 130 円)
	就学前児童	無料
団体	30 人以上	所定料金の 90%に相当する額
	50 人以上	所定料金の 80%に相当する額
	100 人以上	所定料金の 70%に相当する額

(注 1) 「高齢者」とは 65 歳以上の者をいう。

(注 2) 「所定料金」とは個人の入館料の額をいう。

(団体利用の場合の利用料金 (入館料に下表の利用料金を加算した額))

区分		1 時間につき
温水 プール	平日	14,000 円
	土曜日、日曜日又は休日	17,500 円
大広間		1,000 円
和室		300 円
多目的ルーム		1,000 円

区分	1 時間につき
第 1 会議室	600 円
第 2 会議室	
第 1 工作室	
第 2 工作室	

(注) 使用者の住所が市外の場合は、利用料金の 5 割に相当する額を加算した額とする。

(駐 車 場)

車両の種類	料金 (1 日 1 回につき)
普通自動車	100 円
中型自動車	200 円
大型自動車	500 円

(利用日、利用時間等)

プール等 午前 10 時から午後 8 時 (日曜日は午後 4 時 30 分) まで
浴室 午前 11 時から午後 3 時 (日曜日は午後 2 時) まで
駐車場 午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分 (日曜日は午後 5 時) まで
休館日 水曜日 (その日が休日に当たるときは、その翌日)
12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
10 月中旬頃の約 10 日間 (ごみ焼却炉及びエネルギーセンター定期点検期間)

(利用状況 令和 5 年度実績)

利用者数 86,396 人

イ 指定管理の概要

(指定の期間) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(選定の方法) 公募

(指定管理料) 51,500,000 円 (令和 6 年度)

(利用料金制の適用) あり

年度当初に予定した収支 (自主事業分を除く。) を超える収益を生じたときは、その増収分の 40 パーセントに相当する額を市に納付するものとする。

(主な指定管理業務) 施設、設備及び備品 (以下「施設等」という。) の維持管理、施設等の利用の許可、プール施設の安全な運営、施設等の利用促進、設置目的に適合する自主事業の企画及び実施、施設等に係る経費の支払、その他前島熱利用センターの管理業務 (市長の権限に属する事務を除く。) に関すること。

ウ 監査の結果

事務執行について、協定に基づきおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

(3) 高槻市立番田熱利用センター

ア 施設の概要

(所在地) 高槻市番田二丁目 13 番 3 号

(構造) 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2 階建て

(敷地面積) 2,191.35 m² (別に駐車場 767 m²)

(建築面積) 1,250.28 m²

(延床面積) 2,336.80 m²

(主な設備) 温水プール (25m×4 コース、幼児用プール、ジャグジー)、
駐車場及び駐輪場

(入館料)

区分		料金
個人	一般	520 円 (障がい者 260 円)
	小学生、中学生、高齢者	260 円 (障がい児及び障がい者 130 円)
	就学前児童	無料
団体	30 人以上	所定料金の 90%に相当する額
	50 人以上	所定料金の 80%に相当する額
	100 人以上	所定料金の 70%に相当する額

(注 1) 「高齢者」とは 65 歳以上の者をいう。

(注 2) 「所定料金」とは個人の入館料の額をいう。

(団体利用の場合の利用料金 (入館料に下表の利用料金を加算した額))

区分		1 時間につき
温水 プール	平日	14,660 円
	土曜日、日曜日又は休日	18,330 円

(利用日、利用時間等)

開館時間 午前 9 時から午後 8 時まで (土・日・休日は、午後 6 時まで)

休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで及び高槻水みらいセンター汚泥焼
却炉の定期点検期間

(利用状況 令和 5 年度実績)

利用者数 65,412 人

イ 指定管理の概要

(指定の期間) 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(選定の方法) 公募

(指定管理料) 21,525,000 円 (令和6年度)

(利用料金制の適用) あり

協定締結時に想定した収益(自主事業分を除く。)を超える収益があった場合は、その超える額の40パーセント相当額を市に納付するものとする。

(主な指定管理業務) 設備(空調設備、ろ過設備、給排水衛生設備、消防設備、エレベータ設備、熱交換器設備、電気設備、中央監視設備等)の維持管理に関する業務、プールの遊泳監視、安全管理及び救護措置に関する業務、利用の受付及び利用料金の徴収等に関する業務、開館、閉館及び警備に関する業務、清掃(施設内、敷地内)及び植栽管理に関する業務、施設の衛生管理に関する業務、備品等の維持管理に関する業務、駐車場の安全管理及び番田温水プール周辺の交通巡視に関する業務、自主事業に関する業務、経費の支払、会計経理、利用統計等の事務に関する業務、その他施設等の管理運営に必要な業務

ウ 監査の結果

事務執行について、協定に基づきおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

7 まとめ

(1) 上牧駅自転車駐車場

令和4年4月に指定管理者制度による管理運営が開始されてから初めての監査を実施した。指定管理者は、施設の利用状況に応じて無人管理時間帯を設定し効率的な運営に努めるとともに、高齢者や乳幼児同伴者等の施設内の移動の負担を軽減するため出入口付近に優先スペースを確保するなど、市民サービスの向上に取り組んでいた。また、指定管理者は指定管理業務のほか、施設の利用促進を目的とし、施設内の未利用スペースを活用した交通安全教室や障がい者団体の授産品販売会の企画・実施に取り組む、施設の認知度向上に努めていた。

本施設は中型・大型自動二輪車の駐車スペースを整備しているが、中型・大型自動二輪車の定期利用の駐車需要が多いことから、指定管理者は中型・大型自動二輪車の定期利用の収容台数を拡大し、利用台数の増加につなげている。今後も周辺地域のニ

ーズに沿ったサービスの提供に努め、施設の利用促進を図られたい。

(2) 高槻市立前島熱利用センター

施設運営については、利用者の安全を考慮しつつ、安定的な運営が行われており、スイミング教室、体操教室、文化教室及び各種イベントの自主事業を実施し、高齢者から乳幼児までを対象としたサービスを提供し、自主事業の充実と利用者数の増加に努めている。

監査の結果、事務執行については、おおむね適正に執行されていたが、利用料金の額を定める場合、高槻市立熱利用センター条例において、指定管理者が市長の承認を得て定めるとされているものの、その承認を得ていないものがあつた。また、自主事業について、基本協定書に基づき、指定管理者が自主事業を行おうとするときは、市と協議し承認を得る必要があるものの、その承認を得ていないものがあつた。どちらの承認手続についても、市及び指定管理者の双方が、条例及び基本協定書の規定を十分に理解し、適正な事務執行を徹底されたい。

本施設について、市は、施設の安全性及び運営の継続性の確保を目的とし、令和2年6月に修繕計画を策定し、計画的に維持補修を行っているが、施設周辺の地盤沈下による段差等の発生が施設の課題となっている。指定管理者によって、令和5年度に段差解消のための補修工事が行われているが、市及び指定管理者においては、引き続き利用者が安全、快適に施設を利用できるよう、地盤沈下の状況を把握するとともに、必要な対策を適宜講じられたい。

また、利用者数について、新型コロナウイルス感染症流行の影響により減少していたものの、令和5年度実績は86,396人であり、平成30年度実績の96,651人と比較すると、約9割まで回復している状況である。本施設は、プールを中心とした健康増進のほか、陶芸や工作室などの文化的要素を持ち合わせた複合施設であることから、その特性を活かし、利用者の幅広いニーズに沿った事業を企画、運営し、利用者の増加に努められたい。

(3) 高槻市立番田熱利用センター

高槻市立番田熱利用センターについては、指定管理者に管理を行わせており、運営の効率化や民間のノウハウを活かして、水泳教室等の自主事業の実施や開館日時の拡大など利用者の増加を図っている。

年間利用者数について、新型コロナウイルス感染症拡大防止による休館の影響を受け、令和2年度は51,475人、令和3年度は47,995人であつたが、新型コロナウイルス感染症拡大を理由にスイミングスクールを退会された利用者に対して、電話で復帰を呼び掛けるなどの営業努力などにより令和4年度は62,283人、令和5年度は65,412人と増加し、コロナ禍以前の水準に戻りつつある。

管理業務について、令和5年度に実施した、スタッフの受付態度や施設の清掃具合に係る利用者アンケートの調査結果では、約9割の方が「満足」又は「やや満足」と回答しており、高い評価を得ている。また、利用者の意見や要望を受け、令和6年度

に、更衣室の床の張り替えを行っている。

今後も利用者ニーズを的確に把握し、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努められたい。

管理体制について、プールの安全標準指針（以下「指針」という。）では、「プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要であること。管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視員等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要であること。」や「プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要であること。」等が定められている。

また、高槻市立番田熱利用センター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）では、駐車場及び道路横断時の安全確保のため交通誘導員を常時１名以上配置することとしている。

これらの指針や仕様書に基づき、引き続き、利用者の安全を最優先に考え、利用者の安全確保のため、適切かつ円滑な安全管理を行うとともに、利用者にとっての快適な環境づくりと利用の促進を目指して適正な管理運営を推進されたい。